

# 11月25日～12月1日は 「犯罪被害者週間」 です

平成18年度から、毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、国、地方公共団体、民間団体等が犯罪被害者等への理解増進を図るための啓発事業を実施しています。この機会に、家族で、地域で、学校で、犯罪被害について考えてみましょう。

## 「犯罪被害者週間」取組の一例



啓発展示（大阪府立中央図書館） © 2014 大阪府もぎやん



© 2014 大阪府もぎやん

犯罪被害者支援に関するパネル等の展示や関係図書の紹介



## 啓発パネル展

〈大阪市役所会場〉



〈堺市役所会場〉



大阪府 治安対策課

令和6年10月発行